

議案第52号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

資料6-1 美しい村づくり資金利子補給金補正予算について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた農業者に対して、経営維持に必要な資金の利子補給等を行い、貸付利率の無利子化等を図り、経営支援を行うもの。

2 支援等内容

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、経営に影響が発生していること等を融資機関が確認した農業者。

(2) 資金の種類

県制度である「美しい村づくり資金」の第7号資金（災害資金）に新たに新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響に係るものが追加。

(3) 資金の対象

農業経営の維持に必要な資金（従業員の雇用維持に係る人件費、家賃・光熱水費等の基本料金、施設が故障した場合の復旧費等を想定）。

(4) 貸付限度額

ア 農業に従事し、又は従事しようとする個人：1,000万円

イ 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体：2,000万円

(5) 償還期間

7年以内（うち据置2年以内）

(6) 負担割合

ア 借入3年間は基準金利1%のうち県0.54%、市0.46%を負担。

イ 借入4年目以降は基準金利1%のうち0.8%を県と市が折半し、残りの0.2%は農業者が負担。

3 予算額等

ア 貸付想定額 3,000万円（個人と団体がそれぞれの限度額借入を想定）

イ 予算額 104千円（上記ア及び利率と利子補給金支払期に応じた額）

ウ 債務負担額 607千円（上記ア等に応じた令和3年度から令和9年度の市負担額）

4 利子補給等のスケジュール

- ・ 令和2年5月 金融機関と利子補給契約の締結
- ・ 令和2年7月 令和2年6月までの融資に係る利子補給金の支払い
- ・ 令和3年1月 令和2年12月までの融資に係る利子補給金の支払い
- ・ 令和3年3月末 貸付実行期間の終了
- ・ 令和3年度から令和9年度

利子補給金は残高に応じて毎年2回支払い（7月及び1月）

5 農業者への周知方法

- ・ 制度創設の周知に向けて、県並びに金融機関と協調して取り組む。また、各地区農会長や各種団体を通じて市内農業者へ周知徹底を図り、特に認定農業者には個別に案内。